入園決定後の就労について

**【育児休業中の入園申込については以下の点にご注意ください】**

1. 入園が決定した場合は、入園月内の職場復帰が条件となります。

例：４月１日入園⇒４月中に職場復帰（５月１日復帰は×）

※復帰については、必ず事前に会社・職場と相談しておいてください。

1. 職場復帰とは、育児休業前の職場・会社（申込時に提出いただいた就労証明書上の会社・職場）に戻ることをいいます。

**※職場復帰を前提に加点をしますので、退職・転職を予定している場合は**

**加点されません。**

③入園が決まった場合、就労証明書の再提出が必要となります。

　入園が決まった場合、職場復帰の確認として、就労証明書の再提出をお願いしています。４月入園の場合で、仮に「４月２０日」に職場に復帰する場合は、育児休業期間の終了日「４月１９日まで」で再作成してもらい、４月中に、こども保育課への提出をお願いします。

　※復帰日に変更がない場合（届け出ている就労証明書に変更がない場合）は再提出不要です。

**（ 裏面へ ）**

④すでに上のお子様が保育園に在園している場合の変更の手続きについて

　すでに上のお子様が保育園に在園している場合、下のお子様が入園できたことによって、変更の手続きが発生します。上のお子様の認定内容や期間をご確認いただき、期間終了日までに変更のお手続きを完了するよう、お願いいたします。

例：育児休業（短時間）3月31日まで　→　4月～就労（標準時間）に変更

　　⇒3月中に、こども保育課で変更の手続きが必要となります

　　⇒変更に必要な書類 … 変更届＋就労証明書＋支給認定証

**【就労予定での入園申込については以下の点にご注意ください】**

1. 提出した就労証明書の内容で、就労を開始してください。

※入園決定後、就労を開始した内容の就労証明書を必ずこども保育課に

ご提出ください。4月入園の場合は、4月中に提出をお願いします。

**◎やむを得ない事情により、職場に復帰できないことが分かった場合や、就労予定だった会社で就労が開始できないことが分かった場合は、その時点で必ずこども保育課にご連絡ください。**

こども保育課　入園管理班　０４３（４８４）６２４５